

家畜共済制度の仕組み及び平成15年制度改正の概要

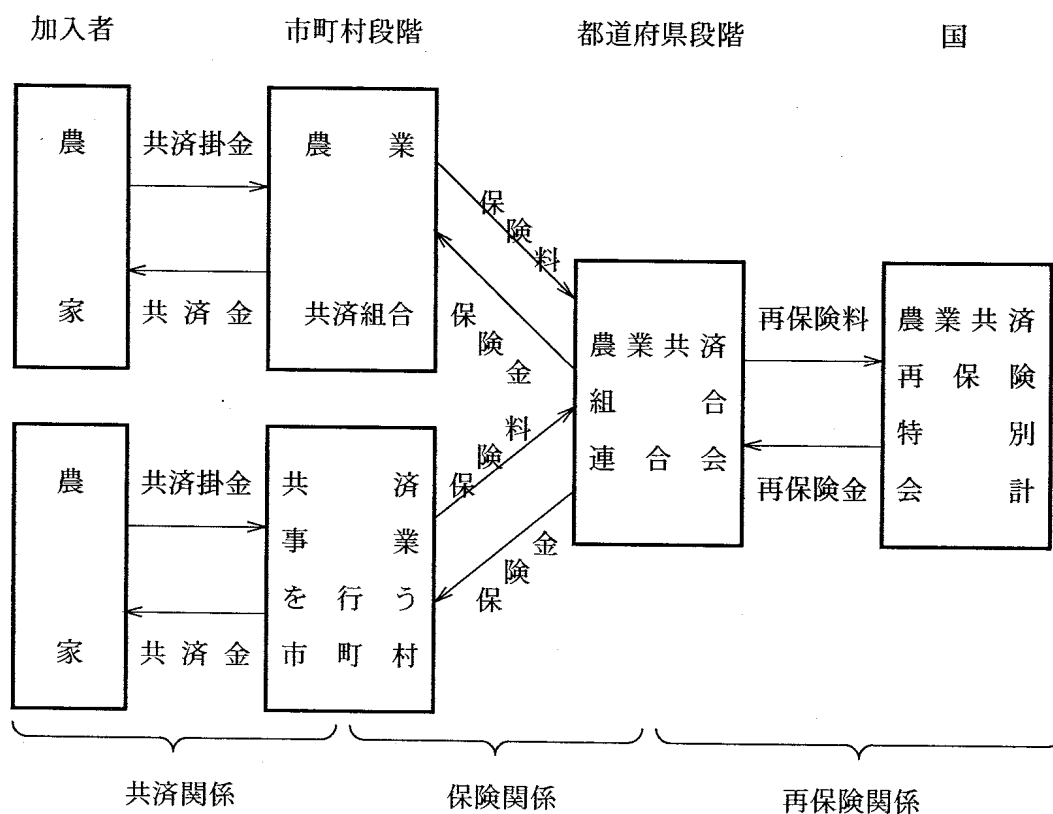
I 家畜共済制度の仕組み

機 構

農業災害補償制度は、同様の危険にさらされている多数の農家が共済掛金を出し合って共同準備財産を造成しておき、災害があったときは、その共同準備財産をもって被災農家に共済金の支払いをするという農家の相互扶助を基本とした制度である。

家畜共済制度は、絶えず発生する死亡、廃用、疾病及び傷害の事故について、市町村の単位や都道府県の単位だけでは完全な危険分散ができないので、市町村段階における農業共済組合又は共済事業を行う市町村（以下「組合等」という。）が負う共済責任のうち一定部分を都道府県段階の農業共済組合連合会の保険に付し、更に農業共済組合連合会の負う保険責任の一定部分を国の再保険に付している。

家畜共済の実施機構は次のとおりである。



共済目的

- (1) 牛（原則として出生後第5月の月の末日を経過したもの。組合等の選択により出生後第5月の月の末日を経過しない子牛及び妊娠8か月以後の胎児を対象とすることが可能）
- (2) 馬（原則として出生した年の末日を経過したもの）
- (3) 種豚（出生後第5月の月の末日を経過したもの）
- (4) 肉豚（出生後第20日（その日に離乳していないときは、離乳した日。以下同じ。）から原則として第8月の月の末日までのもの）

共済事故

○ 牛（子牛を含みます。）、馬及び種豚

死亡（とさつは除かれます。）、廃用、疾病及び傷害

○ 牛の胎児及び肉豚

死亡（とさつは除かれます。）

（注）事故の一部を共済事故としない方式があります。

加 入

家畜共済には、牛、馬又は豚につき養畜の業務を営む者で、組合等の区域内に住所を有するものが加入できます。ただし、農作物共済に加入している農家で、牛又は馬を飼養するものは、総会（又は議会）が議決した場合は、家畜共済に加入しなければならないこととされています（義務加入）。

引受方式

(1) 種 類

「包括共済」と「個別共済」の2種類があります。

引受方式	対 象 家 畜	内 容
包括共済	乳牛の雌等、肉用牛等、種雄馬以外の馬、種豚及び肉豚 《包括共済対象家畜の種類》	包括共済対象家畜の種類ごとに全頭加入します（特別の事由がある場合は個別共済で加入できます。）。
個別共済	種雄牛及び種雄馬	家畜1頭ごとに加入します。

- (注) 1 肉豚については、飼養区分（離乳又は導入の日を同一とする群）ごとに引き受ける群単位引受方式と、年間一括で引き受ける農家単位引受方式（以下「特定包括共済」という。）があります。
- 2 特定包括共済については、一定の加入資格要件を満たす農家が加入できます。
- 3 肉豚以外の包括共済及び特定包括共済の場合、共済責任開始後、新しく導入された家畜又は加入資格月（日）齢に達した家畜は、自動的に家畜共済に付されます。

(2) 事故除外

肉豚以外の包括共済及び特定包括共済においては、事故の一部を共済事故から除外して加入することができます。

この場合、除外に見合う共済掛金が割り引きされます。

共済掛金期間

共済掛金期間は、共済掛金の支払いを受けた日の翌日から1年間です（ただし、肉豚の群単位引受方式にあっては出生後第20日の日から出生後第8月の月の末日まで）。

共済金額

共済金額は、共済価額に最低割合（2～4割（肉豚は4～6割）の範囲内で組合等が定めます。）を乗じて得た金額から8割を乗じて得た金額までの範囲内で、農家が申し出た金額です。

$$\text{共済価額} \times \text{最低割合} \leq \text{共済金額} \leq \text{共済価額} \times 8 \text{割}$$

共済価額

(1) 包括共済

肉豚の群単位引受方式以外……包括共済対象家畜の種類ごとの家畜の価額の合計額

肉豚の群単位引受方式……飼養区分ごとに肉豚の価額の合計額

(2) 個別共済

家畜1頭ごとの価額

共済掛金

(1) 共済掛金

$$\text{共済掛金の額} = \text{共済金額} \times \text{共済掛金率}$$

- ① 共済掛金率は、農林水産大臣が過去一定年間（原則3年間。家畜異常事故は20年間）における被害率を基礎として定める共済掛金標準率を下らない範囲内において、組合等が設定します。

また、農家の被害率に応じた危険段階別の共済掛金率を設定することができます。

- ② 共済掛金標準率は、一般に3年ごとに改定が行われます。

(2) 共済掛金に対する国庫負担

国庫は、共済掛金について、共済金額（農林水産大臣が定める金額を限度とします。）に共済掛金標準率を乗じて得た金額の2分の1（豚は5分の2）を負担します。

家畜診療所

加入家畜の診療と損害防止を行うため、組合等及び連合会は家畜診療所を設けることができます。家畜診療所は、主として次のような業務を行っています。

- ① 加入家畜の病傷事故についての診療
- ② 損害防止
- ③ 引受検査及び評価
- ④ 家畜共済の普及及び加入推進
- ⑤ 畜産諸施策に対する協力

共 済 金

(1) 死廃事故

包括共済対象家畜の種類ごとに定めた年間支払限度額の範囲内で、次式により算出される額と純損害額のいずれか小さい額が共済金として支払われます。

$$\cdot \text{共済金の支払額} = \left[\begin{array}{l} \text{事故家畜（胎児）の価額} \\ \text{肉皮等残存物価額、廃用家畜の評価額、補償金等} \end{array} \right] \times \frac{\text{共済金額}}{\text{共済価額}}$$

$$\cdot \text{純損害額} = \text{事故家畜の価額} - (\text{肉皮等残存物価額又は廃用家畜の評価額} + \text{手当金} + \text{補償金等})$$

なお、火災、伝染病（法定伝染病及び届出伝染病）、自然災害による事故については、支払限度は適用されません。

（注） 肉皮等残存物価額及び廃用家畜の評価額は、別に算出される基準額を下限として認定されます。

(2) 病傷事故

① 包括共済

包括共済対象家畜の種類ごとに定めた年間給付限度額の範囲内で疾病及び傷害の診療費（初診料は除かれます。）を給付します。

② 個別共済

家畜1頭ごとに定めた年間給付限度額の範囲内で疾病及び傷害の診療費（初診料は除かれます。）を給付します。

事業実績

(1) 加入の状況（平成15年度）（単位：千頭、％）

	乳用牛	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
加入頭数	1,584	1,775	35	185	1,704
加入率	100.0	65.6	83.0	18.7	16.8

(2) 共済価額及び共済金額（一頭当たり 平成15年度）（単位：千円）

	乳用牛	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
共済価額	360.0	373.3	2,137.0	85.3	13.6
共済金額	205.7	186.1	1,053.7	52.0	10.5

(3) 共済金（平成15年度）（単位：千円）

	乳用牛	肉用牛等	馬	種豚	肉豚
死廃	21,165,254 (183.7)	7,499,012 (116.4)	1,079,132 (818.8)	619,271 (49.2)	2,097,634 (9.9)
病傷	20,114,747 (14.8)	9,481,723 (9.0)	336,296 (14.8)	221,439 (7.0)	

※（ ）内はの値は、死廃については一頭当たり、病傷については一件当たり額

(4) 収支状況（平成15年度）（単位：百万円）

組合等				連合会				政 府			
収入	支出	差引	累計 収支	収入	支出	差引	累計 収支	収入	支出	差引	累計 収支
9,757	9,424	333	1,560	13,426	12,806	620	4,280	23,228	22,234	994	16,133

Ⅱ 家畜共済に係る制度改正の概要

〔農業災害補償法の一部を改正する法律（平成15年法律第91号）〕
公布：平成15年6月18日、施行：平成16年4月1日

第1 法律改正の趣旨

農業災害補償制度は、昭和22年の制度創設以来、累次にわたる改正を経て、共済目的の拡大、補償内容の充実等を図りつつ、農業経営の安定を通じて、我が国農業生産力の発展に大きく寄与してきた。

しかしながら、農地面積の減少、農業者の高齢化、国際化の進展等、我が国農業をめぐる情勢が大きく変化している中で、今後とも、その機能を十全に発揮していくためには、農業経営における経営マインドの醸成、制度の効率的・安定的な運営に資する等の観点から、所要の見直しが必要となった。

このような課題に対応して、農業者の経営実態に応じた補償の選択の拡大、農業生産の実態に即した合理的な補償の実施及び農業共済団体の運営の合理化等を内容とする農業災害補償制度の改正が行われたところである。

第2 家畜共済

1 乳牛の子牛及び胎児の共済目的への追加

従来の家畜共済においては、成牛のほか、肉牛の子牛及び胎児（以下「子牛等」という。）については共済目的とすることができたが、乳牛の子牛等については共済目的とすることができなかった。

これは、乳牛の子牛は酪農経営において副産物となるものが多く、必ずしも共済に付すに値する被保険利益があったわけではないことが理由であった。

しかしながら、近年、酪農経営においては、

- ① 肉質の向上を図る等の観点から、交雑種の生産や受精卵移植の技術が普及し、高い経済価値を有する乳牛の子牛が増加してきていること
- ② BSEの発生に伴い、酪農家における後継牛の確保が重要となっていると考えられること

等の理由から、乳牛の子牛等に対する共済ニーズが高まってきていたことから、組合等が共済規程等で定めるところにより、これらを家畜共済の共済目的に追加することができることとされた（法第84条第2項）。

これに加えて、子牛等を共済目的とする組合等の組合員等にあっては、包括共済対象家畜の種類ごと及び共済掛金期間ごとに、子牛等を共済目的としない旨の申出を行い、当該申出に係る子牛等を共済目的としないことができることとされた（法第111条の9及び農業災害補償法施行規則（昭和22年農林省令第95号。以下「規則」という。）第29条の5の2）。

2 肉牛の胎児価額の設定方法の見直し

肉牛の胎児の価額については、当該母牛の価額を基礎として設定することとされていたが、母牛の価額は加齢とともに低減していく傾向があるため、母牛の加齢に伴い、胎児の価額も低減していた。このため、今後は、新たに共済目的として追加された乳牛の胎児の価額とともに、一定期間における牛の取引価格を基礎として、農林水産大臣が定める方法によって算定される牛の出生の日における価額に相当する金額として、組合等が定める金額とされた（法第114条の2第3項及び規則第29条の9の2）。

3 死亡又は廃用事故に係る共済金の支払限度の設定

家畜共済に係る共済金は、疾病又は傷害により支払う共済金については、農林水産大臣が定める金額を限度とし、年間給付限度額が定められていたが、死亡又は廃用により支払う共済金については限度が定められていなかった。近年、畜産経営における飼養規模の拡大に伴い、特に大規模経営農業者の共済掛金負担が増大するとともに農業者間で共済事故の発生率に差が生じていることから、高被害農家に対し事故低減に対する努力を促すとともに、共済金支払の不公平感の是正及び被害率の低減を通じた共済掛金負担の軽減を図るため、死亡又は廃用により支払う共済金に限度を設定し、

- ① 包括共済関係に係るものにあつては、包括共済対象家畜の種類ごと、組合員等ごと及び共済掛金期間ごと
- ② 特定包括共済関係に係るものにあつては、組合員等ごと及び共済掛金期間ごと

に、共済金額に応じ、法第115条第2項の地域別及び火災、伝染性の疾病又は風水害その他気象上の原因（地震及び噴火を含む。）によるものとその他のものの別により農林水産大臣が定める金額を共済金の支払限度とすることとされた（法第116条第1項ただし書及び第150条の5の10第1項並びに規則第31条の3第3号）。